

備中保井支第2961号  
令和3年10月25日

管内医師会長 殿

岡山県備中保健所長  
(公印省略)

「結核医療の基準」の一部改正について（通知）

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知の上、貴管下会員への周知をお願い致します。

記

1 改正概要

- (1) 患者の結核菌がINH(イソニアジド)及びRFP(リファンピシン)に対して耐性を有する場合、5剤併用療法を行うこととし、治療期間については結核菌培養検査が陰性となった後18月間とする。薬剤の選択に当たっては、原則、LVFX(レボフロキサシン)及びBDQ(ベダキリン)を基本薬とし、EB(エタンブトール)、PZA(ピラジナミド)、DLM(デラマニド)又はCS(サイクロセリン)の使用を検討することとする。ただし、これらの薬剤から選ぶことが困難な場合には、これらに代わってSM(硫酸ストレプトマイシン)、KM(硫酸カナマイシン)、EVM(硫酸エンビオマイシン)、TH(エチオナミド)又はPAS(パラミノサリチル酸)の薬剤の使用を検討することとする。
- (2) 潜在性結核感染症の化学療法としてINH及びRFPの2剤併用療法を3から4月行うことを追加する。ただし、INHが使用できない場合又はINHの副作用が予測される場合は、RFP単独療法を4月行うこととする。

2 適用日

令和3年10月18日